

園路車輛通行規制について

(凡例)

○通行可能区域

園内を車輛で走行する事が可能な区域
※本区域内において、緊急の場合を除きパトランプ又は警告灯(ハザードランプ)を点灯させることを禁止する。

○通行規制区域

園内における車輛走行を制限(規制)する区域
※電氣遊覧車、公園パトカー、公園マイクロボバス、緊急車輛、公用車については通行可能とする。
※園内施設、設備の管理・補修、塵芥回収、植栽管理、緊急を要する納品などに係る作業用業務車輛について、その走行を認める。ただし、来園者の往来が激しいときの走行については、パトランプもしくは警告灯(ハザードランプ)点灯させて周囲に十分注意を払うこと。

○通行禁止A区域

園内における開園時間内の車輛走行を禁止する区域
※電氣遊覧車、公園パトカー、公園マイクロボバス、緊急車輛、公用車については通行可能とし、その他の車輛においては、開園時間内の本区域への進入を禁止する。

○通行禁止B区域

園内における車輛走行を禁止する区域
※緊急車輛については通行可能とし、その他の車輛においては、本区域への進入を禁止する。

施設等

- | | | | |
|----|----------|----|---------------|
| 1 | エメラルドビーチ | 16 | おもろ植物園 |
| 2 | 沖繩美ら海水族館 | 17 | 水の階段レストハウス |
| 3 | 美ら海プラザ | 18 | 杵ちやんショップ・パーラー |
| 4 | マナティイー館 | 19 | お花畑 |
| 5 | ウミガメ館 | 20 | 熱帯ドリリームセンター |
| 6 | イルカラグーン | 21 | 夕陽の広場 |
| 7 | オキチャーン劇場 | 22 | 夕陽の広場レストハウス |
| 8 | ハイサイプラザ | | 熱帯・亜熱帯都市緑化植物園 |
| 9 | 海洋文化館 | | 熱帯・亜熱帯都市緑化植物園 |
| 10 | 噴水広場 | | ハンゴの森 |
| 11 | ちびことりで | | 御成婚記念の森 |
| 12 | おきなわ郷土村 | | |

ゲート

- | | |
|---|----------|
| 1 | 備瀬ゲート |
| 2 | エメラルドゲート |
| 3 | 北ゲート |
| 4 | 通用門 |
| 5 | 中央ゲート |
| 6 | 南ゲート |
| 7 | P8ゲート |
| 8 | 管理用ゲート |

